


ASエルフェン埼玉 川越後援会 会則

- (名称) 第 1条 この会の名称は ASエルフェン埼玉 川越後援会(以下「本会」という。)と称する。
- (目的) 第 2条 本会は、サッカーチーム ASエルフェン埼玉 を支援すると共に、スポーツを振興し、地域の活性化と青少年の心身の健全育成に、貢献することを目的とする。
- (所在地) 第 3条 本会の所在地は、川越市菅間1番地に置く。
- (事業) 第 4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)ASエルフェン埼玉の支援に関する事業。
(2)ASエルフェン埼玉と本会会員(以下「会員」という。)を結ぶコミュニケーション事業。
(3)その他、目的達成のために必要な事業。
- (会員) 第 5条 会員は、次の通りとする。
(1)個人会員は、本会に賛同する個人とする。
但し、一般会員と特別会員(10口以上)で構成する。
(2)協賛会員は、本会の目的に賛同する団体・法人とする。
- (入会) 第 6条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
- (特典) 第 7条 会員には、別に定める特典を供与する。
- (役員) 第 8条 本会には次の各号に掲げる役員を置く。
(1)会 長 1 名
(2)副 会 長 若干名
(3)理 事 若干名
(4)監 事 2 名
- (役員を選任等) 第 9条 1、会長・副会長は、理事の中から理事会において選任する。
2、理事及び監事は、総会において選任する。
- (役員の任期) 第 10条 1、役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2、補欠役員若しくは増員役員任期は、現任者の任期と同一とする。
3、役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (役員の仕事) 第 11条 1、会長は会務を総理し、本会を代表する。
2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が職務を代行する。
3、理事は本会達成の為に職務を行う。
4、監事は、会務の執行及び会計を監査し、必要に応じて各会議に出席し意見を述べる事ができる。

- (特別職) 第 12条 1、本会に、名誉会長、相談役、顧問、参与等の特別職を置くことができる。
2、前項の特別職は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3、名誉会長は、川越市長に委嘱する。
- (総会) 第 13条 1、総会は、特別会員をもって構成する。
2、総会は、年1回、会長が招集する。
但し、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。
なお、総会招集手続きは理事会に於いて定める。
3、総会の議事は、理事会の審議を経て提案し、委任状を含め出席会員の過半数を以て決し、賛否同数の時は議長が議決権を行使する。
なお、総会欠席会員は提案議案に賛同を頂いたものと見做す。
4、総会は、次の各号に掲げた事項を報告及び議決を行う。
(1)本会の事業計画 (2)予算・決算 (3)役員を選任
(4)会則及び会員規約の改訂 (5)その他重要な事項
5、総会の議長は、会長が務める。
6、特別職は、総会に出席することができる。但し議決権を持たない。
- (理事会) 第 14条 1、理事会は、理事をもって構成する。
2、理事会は適時、会長が招集する。
3、理事会は、本会の事業に関する運営を行う。
4、理事会は、会長が議長となり、出席者の過半数をもって決する。
5、特別職は、理事会に出席することができる。但し議決権を持たない。
- (事務局) 第 15条 1、本会の事務処理を行うため、運営事務局を置く。
2、運営事務局には、事務局長及び事務局職員を置くことができる。
- (会計年度及び運営) 第 16条 1、本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- (細則) 第 17条 本会に定めのない事項は、理事会において別に細則を定める。

[設立年月日] 平成 26 年 6 月 1 日

埼玉県川越市菅間1番地
ASエルフェン埼玉 川越後援会
会長 藤崎 榮一



TEL・FAX 049-225-5508

ASエルフェン埼玉 川越後援会 入会ご案内

この度、川越に於いてASエルフェン埼玉 川越後援会を立ち上げることになりました。

本チームの運営は平成16年に[NPO 法人エルフェンスポーツクラブ]として認められ、特定非営利法人として、地域ボランティアとしての役割を果たし、住み良い地域づくりに貢献すべく活動しております。

皆様の応援の基に本チームを充実させ、又皆様と共に日本一の夢を育てたいと存じます。

つきましては、是非とも後援会にご加入の上、応援を宜しく願い申し上げます。

◎ 年会費

個人会員 一口 1,000円(1口以上) ・ 協賛会員(団体・法人) 一口10,000円(1口以上)

皆様からお納めいただきました後援会費は、会の活動運営のための資金として また、チームの強化・普及のために活用させていただきます。

◎ 会員証(カード)の発行

個人会員の皆さんにはご入会していただきました証として「会員証(カード)」をお渡しいたします。

会員証(カード)の有効期限は毎年3月末日までとなっています。

協賛会員の皆さんには掲示用の会員証書をお渡しいたします。

入会及び更新手続きは1月末ごろからご案内いたします。

◎ 事務局 (1) 名称『ASエルフェン埼玉 川越後援会』事務局

(2) 所在地 〒350-0832 埼玉県川越市菅間1番地

(3) 連絡先 TEL・FAX 049-225-5508

◎ ご入会手続き

入会申し込み書に必要事項をご記入の上、チーム関係者にお渡しいただくか、事務局まで郵送してください。

会費につきましては、入会申し込み書と共に事務局又はチーム関係者にお渡しください。それ以外の方はお手数ですが下記の銀行口座・ゆうちょ銀行口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

(忘れずに申込書を別途郵送願います)

◎ お振込み先

① 埼玉りそな銀行 川越支店 普通預金 4426738 ASエルフェン埼玉 川越後援会

② (株)ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行から振込む場合の口座番号

(口座名) ASエルフェン埼玉 川越後援会

(記号) 10310 (番号) 42041761

③ 他銀行より ゆうちょ銀行に振込む場合の口座番号

(口座名) ASエルフェン埼玉 川越後援会 (店名) ○三八(ゼロサンハチ)

(店番) 038 (預金種目) 普通預金 (口座番号) 4204176

----- キリトリ線 -----

ASエルフェン埼玉 川越後援会 申し込み書

フリガナ		取扱者
氏名 (法人名)		
住所	〒()	
電話番号	()	
E-mail		
入会口数など <現金> <銀行振込み> <郵貯振込み> ○で囲んでください	(新規・継続 ○をつけてください) 個人会員 ()口 ()円 協賛会員 ()口 ()円	

平成 年 月 日

特約店のご案内

ASエルフェン埼玉 川越後援会にご入会頂きますと、以下のお店より各店舗独自のサービスをうけられますので、会員カードをご提示ください。

No.	店 名	住 所	電 話 番 号
1	亀屋 本店	川越市仲町4-3	049-222-2052
2	// 元町店	川越市元町（時の鐘から1分）	049-225-7451
3	// 広栄店	川越市広栄町5-1	049-242-1165
4	// 妙喜庵	川越市喜多院北参道	049-225-1820
5	// 柏原店	狭山市柏原 3254-6	042-953-0165
6	菓匠 右門	川越市幸町 15-13	049-226-5663
7	福呂屋	川越市幸町 15-1	049-222-1103
8	近長魚店	川越市幸町 6-11	049-222-0818
9	川越アルファルファ	川越市幸町 6-9	049-224-7176
10	セサミキッチン	川越市幸町 6-7 ミリオンビル2F	049-223-0988
11	NORA	川越市幸町 6-7 ミリオンビル3F	049-226-2577
12	ミリオン電機	川越市幸町 6-7 ミリオンビル1F	049-223-0982
13	三 鈴	川越市幸町 6-6	049-222-7012
14	開運亭	川越市幸町2-10 刃物や藤兵衛2F	049-223-3335
15	いろは堂	川越市幸町 2-20	049-223-0511
16	刃物や藤兵衛	川越市幸町 2-10	049-222-3323
17	川越幸すし	川越市元町 1-13-7	049-224-0333
18	陶路子（トロッコ）	川越市幸町 7-1	049-226-1065
19	きっちん遊膳	川越市幸町 5-4 1F	049-299-7231
20	はるり銀花	川越市幸町 7-1 陶舗やまわ 2F	049-224-8689
21	中市本店	川越市幸町 5-2	049-222-0126
22	呉服かんだ	川越市幸町 3-1	049-222-1235
23			
24			
25			

特約店は現在も、募集中ですのでサービス店は今後も増やして参ります。